平成２６年（フ）第６０８号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目２番23―３号
債務者　皆川　　忍
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１号
千葉県柏市豊町１丁目４番１―101号
債務者　河戸裕一郎
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２号
千葉県松戸市五香６丁目22番地の15　ルミエール五香205号
債務者　若林奈津子（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３９号
広島県福山市御幸町中津原1949―１―208、住民票上の住所広島県福山市神辺町字西中条1884番地
債務者　石塚　愛子（旧姓茂原）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５号
広島県福山市西町１丁目９番28―504号　サニーハイツ西町
債務者　楠本　聖子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６号
広島県福山市多治米町５丁目６番５号
債務者　ナインオートこと　武田　隆治
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第８号
広島県府中市府川町269番地
債務者　肉の山崎こと　山崎　吉夫
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１９号
青森県むつ市仲町12番47号　東貸家
債務者　甲田友加子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２３号
愛知県清須市西枇杷島町住吉38番地
債務者　秋田茂美子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０６８号
名古屋市中川区愛知町26番14号
債務者　加藤　裕美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
島根県雲南市大東町篠淵721番地
債務者　安井　恭治
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
名古屋市天白区元植田３丁目2105番地　ラポール林Ⅱ201号
債務者　渡邉　　岬
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７３号
奈良県橿原市小槻町349番地の２　グリーンピアⅢ210号室、前住所奈良県天理市西井戸堂町422番地24
債務者　杉本　泰志
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２号
奈良県大和高田市大字神楽190番地１　丸一文化住宅12号
債務者　中川ヒサ子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
岐阜県大垣市貝曽根町33番地４
債務者　宅間　順子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３号
岐阜県不破郡垂井町1885番地の11
債務者　岡川ゆりか
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
奈良県橿原市曲川町７丁目８番21―２号
債務者　寺地　　太
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
沖縄県那覇市宇栄原６丁目７番１号　Ｃｏｌｌｉｎａ　ｄｉ　ｖｅｎｔｏ202
債務者　宮國　里美（旧姓翁長・山内）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部